

令和5年（行ノ）第54号 行政上告受理申立て事件

（原審：大阪高等裁判所令和5年（行コ）第11号）

申立人（原審控訴人） 松 田 幹 雄

相手方（原審被控訴人） 大 阪 市

上告受理申立理由書

2023年9月29日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 谷 次 郎

弁護士 櫻 井 聡

代

【目次】

第1 経験則違反	3
1 原判決の判示	3
2 原判決の上記判示が経験則に違反するものであること	3
（1）大阪府立東豊中高校国歌斉唱時発言事件判決（甲45）	3
（2）大阪弁護士会の人権救済申立てに対する勧告書	4
（3）ある中学1年生の例	6
3 小括	8
第2 国際法違反について	9
1 原判決の判示内容	10
2 自由権規約と憲法の規定を同一視することの誤り	10
3 子どもの権利条約違反	14
4 小括	14

第 1 経験則違反

原判決には、生徒の立場から見た国歌斉唱について経験則違反があり、法令の解釈上の重要問題がある。以下詳述する。

1 原判決の判示

原判決は、生徒の立場から見た国歌斉唱について、以下のように判示する。

「また、控訴人は、控訴人の思想及び良心は、①「君が代」の起立斉唱をしないというものだけではなく、②教員が起立斉唱に関する職務命令に従うことを通じて、児童・生徒に対して君が代起立斉唱を強いる調教教育の一端を担うことを拒否するというもの、③人権の侵害を受けている児童・生徒を教育者として放置することはできないというものであるから、本件各職務命令はこれらの思想及び良心の核心部分を直接的に制限するものであるなどと主張する。

しかしながら、公立学校における卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為が、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものであり、このことは、教員だけではなく、式典に参加する生徒の立場に立っても同様に評価することができるから、上記の起立斉唱行為が生徒に対し特定の思想等を押しつける調教教育と評価されるものでもない。」

2 原判決の上記判示が経験則に違反するものであること

しかし、式典に参加する生徒の立場に立っても、一般的、客観的に見て、慣例的儀礼的所作として認識されるという原判決の認定は、経験則に違反するものである。具体例を示す。

(1) 大阪府立東豊中高校国歌斉唱時発言事件判決(甲45)

同判決は、２００２年に挙行された大阪府立東豊中高校の卒業式が問題となっているが、下記のような事実認定がなされている。

「H校長が君が代斉唱を完全に式次第化する意向を早い時期に示したので、本件準備活動に関与した卒業生及び３年担任団等は、これに反対する姿勢を取り、職員会議においてはその旨の決議をしたり、卒業生全員の間では反対意見が多数であることを確認する等して、H校長に抵抗した。」

「卒業生中には、君が代斉唱の間は卒業式場から退場する意思をあらかじめ固めていた者が少なからずいて、司会者の「国歌斉唱」を始める旨の発言を聞いて、・・・すでに退場し始めていた。そして、そのような退場者が出ることは、東豊中高校の当局も予測していた。」

すなわち、２００２年当時（本件卒業式のわずか１２年前）の大阪府立高校の卒業生において、卒業式における国歌斉唱に反対する（すなわち、慣例上の儀礼的な所作とは見ていない）者が多数派であったということが認定されている。

（２）大阪弁護士会の人権救済申立てに対する勧告書

上記の東豊中高校の例のように多数派でなかったとしても、式典に参加する生徒の中に、慣例的儀礼的所作とは見ていない者が存在することはむしろ自然である。

大阪弁護士会は、２０１６年３月１８日、大阪府立芦間高等学校における２０１４年３月挙行の卒業式に関して、「今後、学校における「君が代」の斉唱の実施及びその指導にあたり、教育現場の管理者、教職員、生徒、保護者らの思想良心の自由を尊重し、「君が代」の起立斉唱を教職員及び生徒に強制してその思想良心の自由を侵害することのないよう」勧告する勧告書を発出している（資料１）。

同勧告書は、以下のように述べる。

「国旗及び国歌に関する法律が制定された現在においても、国民の間には「日の丸」「君が代」に関し、多様な意見が存在しており、その歴史的経緯に照らし、「君が代」斉唱に抵抗を感じる者も少なくない。このことは、「君が代」斉唱時に起立斉唱しないことが、決して独善的で特異なものではなく、それが一般に共有可能な歴史観や真摯な動機に基づくものであること、すなわち、思想良心の自由として憲法上の保護を受けるものであることを示している。」

「国歌の起立斉唱を求めることは、教職員だけではなく、生徒との関係においても、国旗国歌への敬意の表明の要素を含む外部的行動を求めるものであって、思想良心の自由を間接的に制約する。

そして、生徒が教師の指導を受け入れなければ、マイナス評価につながる可能性があることをはじめとする教師と生徒との関係性や生徒が自らの思想信条に従って起立斉唱をしなかった場合にいじめ等を受けるのではないかといった不安感を持つこと等があり得ることを考えると、学校において相当の配慮をしなければ、このような指導は、実質的には起立斉唱の強制につながるものと評価せざるを得ない。さらに、生徒が可塑性に富んでいるため外部からの影響を受けやすいことも配慮を要するところであり、指導の内容如何によっては保護者の思想良心の自由にも影響を与えることにもなる。

さらに、生徒の中には外国籍あるいは保護者が外国籍の場合もある。前述のとおり、「君が代」に対しては、その歴史的経緯に照らし、抵抗を感じる者も少なくないという社会実態があることからしても、特定の思想を連想させる「君が代」の起立斉唱が実質的に強制となることのないよう配慮しなければならない。」

すなわち、「君が代」に対しては、その歴史的経緯に照らし、抵抗を感じる者も少なくないという社会実態がある」のだから、式典に参加する生徒の立場に立っても、一般的、客観的に見て、慣例的儀礼的所作として認識されるということは到底言い得ないということである。

同勧告書は、以上のように述べた上で、

「ところが、本件においては、事前の職員会議で、起立斉唱が義務ではないことを説明してもらいたい旨の要望が教員からなされていたにも関わらず、このような説明をすることもなく、校長は、平成25年度卒業式の前日に、「教頭が国歌斉唱と言ったら起立したままで国歌を斉唱する」ということのみを説明し、指導を行っている。また、「儀式の場面ではどの国の国旗・国歌にも敬意を表することが国際社会のマナーである」と説明し、国際社会において互いの国旗・国家に敬意を表するというマナーを、あたかも「君が代」斉唱時に積極的に起立斉唱すべきであることを意味するように説明した。校長において、起立斉唱が実質的に強制にあたらないような配慮がされているとは言えない。」

として、校長において、起立斉唱が実質的に強制にあたらないような配慮が必要であるとしている。

資料として、上記勧告書の発出に当たり大阪弁護士会に人権救済を申し立てた2013年度卒業生の思いについて書かれた新聞記事を添付する（資料2）。

(3) ある中学1年生の例

今年（2023年）に京都市内の中学校に入学したある生徒は、今春に行われた小学校の卒業式、中学校の入学式に際して国歌斉唱を拒否したが、その生徒は申立人に対して以下のような意見を寄せている。

「まず、日の丸・君が代について私は学校で何も習っていません。ただ、小学校の卒業式の前に音楽室で君が代を練習する時間があり、その時に教科書に少しだけ書かれている君が代の歌の意味を紹介されました。

その説明に天皇の話は一切ありませんでした。

第二次世界大戦時における『日の丸・君が代』の歴史的背景について何ひとつ教えられないことは、意味を知らないことと同じであると私は考えます。

それをもって「歌うことは普通である。」というのは絶対におかしいです。

きちんと歴史的背景も教育してから生徒に歌うこと・歌わないことを選択させるのではなく、教えずに「歌うことが普通である。」というのは間違いです。

第二次世界大戦のときに、大日本帝国軍は植民地国の人たちも日本兵として徴兵し、かれらにも『日の丸・君が代』を強要しました。それは、かれらにとってはとても屈辱的なことだったと思います。

また、私はこれまで第二次世界大戦の時の日本の映画や本をいくつも見ましたが、みんな死ぬ時に「天皇陛下万歳」と言って死んでいくのが、ものすごく怖かったです。

教科書でもその時の最高責任者は昭和天皇だと書いてあるのに、昭和天皇は戦争責任をとらず、日の丸・君が代はそのまま残りました。

私はそんな国旗や国歌を見聞きするのが気持ち悪いししんどいです。

少なくとも、私の思想信条の自由は侵されているし、私の周りには同じように考える大人もたくさんいます。

そんな人たちを「いない者」のように扱い、同調圧力を強いてくるのが最高裁判所の裁判官なのだと知り、絶望的な気持ちです。」

上記生徒の思いについて書かれた新聞記事を添付する（資料3）。

3 小括

以上示してきたように、国旗国歌についての社会の認識は、原判決が（御庁判決の言い回しを無批判に使い回した上で）認定した「一般的、客観的に見て、・・・式典における慣例上の儀礼的な所作」と見られる、というような単純なものではあり得ない。そうであれば、教員である申立人の立場からすれば、教員が起立斉唱に関する職務命令に従うことは、児童・生徒に対して君が代起立斉唱を強いる調教教育の一端を担うことにつながり得るのであり、原判決のこの点についての認定は経験則に違反している。

また、上記のように、本件卒業式で具体的に表に出ているわけではないが、生徒の中には外国籍あるいは保護者が外国籍の場合もある。前述のとおり、「君が代」に対しては、その歴史的経緯に照らし、抵抗を感じる者は必ず存在する。そういう生徒は、人権の侵害を受けているのであり、生徒を教育者として放置することはできないという申立人の主張は正当である。

すなわち、第一審において申立人が主張したとおり、子どもの権利条約が児童権利宣言の「児童の最善の利益について」の「最善の考慮」を踏まえつつ、子どもの意見表明権をも肯定していることを踏まえ、①卒業式の実施にあっても、子どもの権利条約が規定する「子どもの最善の利益」が考慮されなければならないところ、本件卒業式が「子どもの最善の利益」が考慮されたものだったかどうか問題となること、②申立人は、「君が代」斉唱を卒業式に位置付けるなら、子どもたちが小学校で「君が代」の歌詞の意味も歴史も教えられていない現実を踏まえ、それらの情報を伝え、どう考えるかは生徒自身の判断に任せることが必要であり、「君が代」を歌えないという人間がいることを知ることその内容に含まれると考え、主張・行動したものである。このことは、子どもの「最善の利益」を考慮したものである。国歌だから無条件に尊重

しろ、というのではなく、あくまでも判断の主体は子どもである。また、教育課程の編成権は学校にある。③本件では、大阪市条例、教育長通知で児童生徒に対して、卒・入学式において「君が代」に際して起立斉唱するよう教職員に指導させているが、その内容は、本来、子どもの思想を尊重し、その思想の基づく宗教または信念を表明する権利については制約できないにもかかわらず、あくまでも一律に国歌斉唱の指導を行うというものであり、子どもの権利条約12条、14条に違反している。④本件では、条例、教育長通知は、国歌斉唱についての具体的な指導については何ら指示せず、機械的に国歌斉唱を行うよう児童生徒に指導する内容になっているところ、このことは、児童生徒が「君が代」起立斉唱についての「あらゆる種類の情報及び考え」を要求・受領する権利を侵害しており、子どもの権利条約13条に違反している。⑤本件では、大阪市条例、教育長通知による児童生徒に対する国歌斉唱の指導が、愛国心教育のためのものとして位置づけられており、それによる卒業式・入学式における「規律」の確保が、憲法を始め国内法や、国際法としての子どもの権利条約に合致した形では行われていないのであり、子どもの権利条約28条に違反しているとともに、教育の方向性としての国際平和や差別の撤廃という観点を欠落させているものであり、子どもの権利条約29条に違反している。

以上より、原判決には、生徒の立場から見た国歌斉唱について経験則違反があり、法令の解釈上の重要問題があるのだから、上告を受理されたい。

第2 国際法違反について

原判決には、国内法としての自力執行力を有する条約である自由権規約や、子どもの権利条約についての解釈上の重要問題がある。以下詳述する。

1 原判決の判示内容

原判決は、申立人の自由権規約違反についての主張に対して、以下のように判示する。

「控訴人は、自由権規約委員会の第7回総括所見を引用して、自由権規約18条違反を主張する。

自由権規約18条1項は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を規定するところ、同項に定めるこれらの自由の性質に照らし、これに対する制約の有無についても、直接的な制約か、間接的な制約かという制約の態様に即して判断し、間接的な制約となる面がある場合に、その許容性を、本件各職務命令の目的及び内容並びに制約の態様等を総合的に衡量して、その制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である。このような観点から検討すると、本件各職務命令が思想、良心及び宗教の自由を侵害するものとはいえないから、自由権規約18条に違反するものではないことは、先に補正して引用した原判決「事実及び理由」欄の第3の7(1)イで説示したとおりである。控訴人が引用する自由権規約委員会の総括所見によっても、この結論は左右されない。」

この判示は、自由権規約と憲法の規定を同一視した上で、自由権規約の解釈に当たっても、最高裁判所が本件のようないわゆる「日の丸君が代」訴訟で用いている、「間接的制約」論に依拠して結論づけている。

2 自由権規約と憲法の規定を同一視することの誤り

しかし、自由権規約と憲法の解釈を同一視できるのか。すなわち、日本の最高裁判例が憲法21条に関して認めている「間接的制約」論を、自由権規約の解釈において適用できるのか。

この点、自由権規約委員会第7回総括所見パラ39が「締約国は、思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、規約第18条の下で許される狭義の制限

を超えてこれを制限し得るいかなる行動も慎むべきである。締約国は、自国の法律および慣行を規約第18条に適合させるべきである。」としたことが国内法の解釈においてどのように位置づけられるのかとの関係で問題となる。

まず、自由権規約委員会の所見や勧告の法的位置づけについて検討するに、原判決は、自由権規約委員会第7回総括所見についてどのような理解を示しているのかは判然としないが、少なくとも、全く参酌すべきものではない、という解釈を取っていないことは明らかである（「控訴人が引用する自由権規約委員会の総括所見によっても、この結論は左右されない」としているのだから、検討した上で申立人（原審控訴人）の主張を退けたものと言うべきであろう）。そして、自由権規約との関係では、条約法に関するウィーン条約の31条3項（b）の「事後の慣行」、または、同条約32条の「解釈の補的手段」に準じて位置づけるべきである（大阪地方裁判所判決2004（H16）. 3. 9訟月52巻10号3098頁参照）。

御庁も、非嫡出子の相続分に関する民法900条4号ただし書きの規定に関する2013（H25）年9月4日決定（民集67巻6号1320頁）において、以下のように判示し、自由権規約委員会の所見や勧告を参酌している。

「ウ 我が国は、昭和54年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（昭和54年条約第7号）を、平成6年に「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）をそれぞれ批准した。これらの条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また、国際連合の関連組織として、前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等を行うことができるものとされている。

我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。

エ 前記イ及びウのような世界的な状況の推移の中で、我が国における嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等も変化してきた。……」

自由権規約18条3項は、以下のように規定している。

「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」

そして、自由権規約18条3項との関係で、市国旗国歌条例に基づく本件職務命令が「法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもの」なのか、が問題となる。

この点、原判決は、本件職務命令が「上記の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるといえ、自らの歴史観や世界観等との関係で否定的な評価の対象となる君が代に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観や世界観に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観や世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を

含む行為)を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。」として、申立人の思想及び良心の自由について(間接的ではあるが)「制約」になることは認めている。

その上で、「卒業式という式典における慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱時の起立斉唱を求めることを内容とするものであり、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、かつ、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえた上で、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに、当該式典の円滑な進行を図る」としてその「制約」を正当化する。

そうすると、少なくとも、「公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由」とは関連がなく、自由権規約18条3項に基づいて制約が肯定される局面ではない。

そして、自由権規約委員会第7回総括所見パラ39が、「規約第18条の下で許される狭義の制限を超えてこれを制限し得るいかなる行動も慎むべきである。」としており、自由権規約18条の権利制約について「間接的制約」論を排除している。このことを、条約法に関するウィーン条約の31条3項(b)の「事後の慣行」、または、同条約32条の「解釈の補足的手段」に準じて考えると、原判決が、自由権規約と憲法の規定を同一視して、自由権規約の解釈に当たっても「間接的制約」論に依拠して自由権規約18条に関する認定を行ったことは誤りであり、原判決には、国内法としての自力執行力を有する条約である自由権規約の解釈上の重要問題がある。

3 子どもの権利条約違反

(1) 前記第1・3で述べたように、本件では、条例、教育長通知は、国歌斉唱についての具体的な指導については何ら指示せず、機械的に国歌斉唱を行うよう児童生徒に指導する内容になっているところ、このことは、児童

生徒が「君が代」起立斉唱についての「あらゆる種類の情報及び考え」を要求・受領する権利を侵害しており、子どもの権利条約13条に違反している。

(2) また、本件では、大阪市条例、教育長通知による児童生徒に対する国歌斉唱の指導が、愛国心教育のためのものとして位置づけられており、それによる卒業式・入学式における「規律」の確保が、憲法を始め国内法や、国際法としての子どもの権利条約に合致した形では行われていないのであり、子どもの権利条約28条に違反しているとともに、教育の方向性としての国際平和や差別の撤廃という観点を欠落させているものであり、子どもの権利条約29条に違反している。

4 小括

以上より、原判決には、国内法としての自力執行力を有する条約である自由権規約や、子どもの権利条約についての解釈上の重要問題があるので、御庁におかれては上告を受理されたい。

以上

2016年（平成28年）3月18日

大阪府教育委員会 御 中
大阪府立芦間高等学校学校長 殿

勸告書

大阪弁護士会
会 長 松 葉 知 幸

今般、大阪府立芦間高等学校教員A氏外4名（教職員、保護者及び卒業生）から、本会に対し、人権救済の申立てがあり、本会人権擁護委員会において調査いたしました結果、人権侵害行為があったものと認めましたので、以下のとおり、勸告します。

第1 勸告の趣旨

- 1 大阪府教育委員会及び大阪府立芦間高等学校学校長に対し、今後、学校における「君が代」の斉唱の実施及びその指導にあたり、教育現場の管理者、教職員、生徒、保護者らの思想良心の自由を尊重し、「君が代」の起立斉唱を教職員及び生徒に強制してその思想良心の自由を侵害することのないよう勸告する。
- 2 大阪府教育委員会及び大阪府立芦間高等学校学校長に対し、今後、教職員が勤務時間外かつ学校外において行うビラの配布につき、当該ビラの内容が国、大阪府及び大阪府教育委員会の考えと異なる内容になっていることを理由に制限することのないよう勸告する。

第2 理由

1 認定した事実

- (1) 2011年（平成23年）6月13日、府立学校の行事において行われる国歌の斉唱の際に、教職員が起立により斉唱を行うこと等を定めた「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」（以下「大阪府国旗国歌条例」という。）が施行された。

また、2012年（平成24年）1月17日に、府立学校教職員に対し「入学式及び卒業式等国旗を掲揚し、国歌斉唱が行われる学校行事において、式場内のすべての教職員は、国歌斉唱に当たっては、起立して

斉唱する」こと等を定めた教育長通達が発出され、府立学校校長・准校長に対しては、教職員に対する当該通達の趣旨を徹底するよう「職務命令を行うこと」を求める旨の教育長通達（教委高第3869号、以下「教育長通達」という。）が発出された。

- (2) 2013年（平成25年）4月8日、芦間高校入学式の開始前、同校校門前において、同校の教員である申立人A氏及び申立人B氏を含む数名が、国歌の起立斉唱を強制されることの不当性を訴える旨のビラまきを行った。当日、申立人A氏と申立人B氏とは、有給休暇を取得していた。

これに対して、同校の校長は、同年4月17日及び4月25日に、申立人A氏及び申立人B氏に対して、国や大阪府、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）の方針と異なる内容のビラをまくことを控えるよう口頭で指導した。

- (3) 府教委は、2014年（平成26年）1月14日付で、府立学校の校長・准校長に対し、教育振興室長名で、卒業式・入学式における国旗掲揚や国歌斉唱に関して教育長通達を踏まえて教職員を指導することや、起立斉唱の実施状況等を府教委に対して報告することを通知した（教委高第3366号）。

- (4) 同年1月23日の芦間高校職員会議において、校長は、平成25年度卒業式の進行予定に関する書面を配布した。当該書面には、式中の式場の出入りを禁止すること、予行時に校長が生徒に国歌斉唱の指導を行うこと、不適切なビラやチラシの配布等を認めないことが記載されていた。これらの記載について申立人A氏らと校長との間で質疑応答がなされた。

また、当該職員会議において、教員から校長に対し「生徒はニュアンスが理解できないので、起立斉唱は、強制するものではないと明確に述べてほしい」旨発言をしたが、校長は、ご意見としてうかがっておくとしたが、かかる説明を生徒に対し行わなかった。

- (5) 同年1月28日、申立人A氏は、有給休暇を取得した上で、支援者と共に芦間高校正門前及び裏門前で、国旗掲揚・国歌斉唱を強制されることの不当性を訴えるビラをまいた。

- (6) 同年2月3日、校長は、申立人A氏を校長室に呼び出し、ビラの内容が、国、大阪府、府教委及び校長の考えと異なる内容になっており、不適切であるから、そのような内容のビラの配布を控えるよう指導した。

以上のビラ配布に対する指導は、校長が府教委と相談の上で行ったものであった。

(7) 同年2月3日以降、校長は、複数回にわたって、申立人A氏、同B氏、同C氏ら教職員に対して、卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱を指導するにあたって、当日式場内業務を希望するのであれば起立斉唱するよう指導し、事前に起立斉唱する意思の確認を行った。

この指導や意思確認行為についても、校長は、事前に府教委に相談の上で行っていた。

同年2月6日に開催された職員会議において、校長は、「式場内の教職員は、国歌斉唱の際に起立して斉唱してください。これは私からの職務命令です。職務命令に従わない場合は、服務上の責任が問われることとなります。また、『教育行政基本条例』『大阪府立学校条例』『職員基本条例』が平成24年4月1日より施行されています。『職員基本条例』には、同一の職務命令違反を3回繰り返した場合の標準的な処分は免職との規定があります。ご承知おきください。」と発言した。

(8) 同年3月5日、校長は、申立人A氏に対し、「国歌斉唱に当たっては、式場内に参列し、国旗に向かって起立して斉唱すること」を命ずる職務命令を出した。

同日、卒業式予行演習において、校長は、卒業生らに対し、卒業式には国旗を掲揚し、国歌斉唱を行うように指導することが学習指導要領で決められていると説明し、当日の具体的な流れとして「教頭先生が『国歌斉唱』と言いますので、音楽が流れたら、起立したままで国歌を斉唱します。分かりましたか?」と呼びかけた。また、儀式的場面では、「どの国の国旗・国歌にも敬意を表することが国際社会のマナーである」と説明した。

(9) 2014年(平成26年)3月6日に行われた卒業式において、式場内にいた申立人A氏は国家斉唱時に起立せず、申立人C氏は起立した。

(10) 同年3月27日、府教委は、職務命令違反となる不起立行為を理由に、申立人A氏を戒告処分と決定した。

2 本会の判断

(1) 申立人A氏に対する国歌起立斉唱の職務命令及び戒告処分の人権侵害該当性について

① 申立人A氏は、職務命令違反となる不起立行為を理由に、戒告処分を受けた。

しかしながら、当該職務命令の前提となる大阪府国旗国歌条例については、そもそも違憲・違法の疑いがあり、とりわけ、個々の事情と

結びつけて検討することなく、形式的に懲戒処分をもって対応することは、思想信条の自由を侵害し、許されない。

本会は、同条例の制定過程から、思想良心の自由を侵害する違憲の疑いがある旨意見を表明してきたところである。

憲法第19条や市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条に定める思想良心の自由は、内面的精神活動の中で最も中核を占める重要な権利であるところ、国旗及び国歌に関する法律が制定された現在においても、国民の間には「日の丸」「君が代」に関し、多様な意見が存在しており、その歴史的経緯に照らし、「君が代」斉唱に抵抗を感じる者も少なくない。このことは、「君が代」斉唱時に起立斉唱しないことが、決して独善的で特異なものではなく、それが一般に共有可能な歴史観や真摯な動機に基づくものであること、すなわち、思想良心の自由として憲法上の保護を受けるものであることを示している。そして、職務命令や条例によって教職員に「君が代」斉唱時の起立斉唱を義務付け、さらに当該義務違反に対して懲戒処分をもって臨むことは、教職員の思想及び良心の自由を侵害するものである。

さらに地方公共団体の制定する条例によって起立斉唱を強制するという手法自体、条例制定権を「法律の範囲内」に限定する憲法第94条に抵触するおそれがある。

また、同条例は、教育に関する「不当な支配」の排除を求めた教育基本法第16条第1項に抵触するおそれが強く、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保するという教育委員会制度の趣旨を損なうおそれがある。教職員の一挙手一投足にかかわることを、現場の個別的判断ではなく、条例で一律に強制することは、学校職場に無用の混乱を引き起こすことになりかねない。

- ② 以上のとおり、大阪府国旗国歌条例は、本来、外部から不可侵であるべき人格形成にとり必須の精神的自由の支柱を成す思想良心の自由との関係で問題がある上、前述のとおり、この条例に基づいて国歌起立斉唱の教育長通達が出され、当該通達には「この趣旨を徹底するよう職務命令を行うこと」とされており、さらに指導方法、内容についても通達（平成26年1月14日付教育振興室長通達（教委高第3366号））が出された上で、職務命令違反に対しては戒告処分がなされているという実態がある。

かかる対応は、教職員に対し、一律に、行事における起立斉唱行為が義務づけられ、それが個々の事情について十分に考慮されることな

く懲戒処分に結びついているものであり、教職員個々人が有する思想良心の自由を侵害するものであって許されない。

以上のとおりであるから、本件において、2014年（平成26年）2月6日に校長より申立人A氏に対して発せられた職務命令及び同年3月7日に府教委により行われた上記職務命令違反を理由とする戒告処分は、同人の思想良心の自由を侵害するものである。

（2）校長による生徒に対する国歌斉唱指導について

国歌の起立斉唱を求めることは、教職員だけではなく、生徒との関係においても、国旗国歌への敬意の表明の要素を含む外部的行動を求めるものであって、思想良心の自由を間接的に制約する。

そして、生徒が教師の指導を受け入れなければ、マイナス評価につながる可能性があることをはじめとする教師と生徒との関係性や生徒が自らの思想信条に従って起立斉唱をしなかった場合にいじめ等を受けるのではないかといった不安感を持つこと等があり得ることを考えると、学校において相当の配慮をしなければ、このような指導は、実質的には起立斉唱の強制につながるものと評価せざるを得ない。さらに、生徒が可塑性に富んでいるため外部からの影響を受けやすいことも配慮を要するところであり、指導の内容如何によっては保護者の思想良心の自由にも影響を与えることにもなる。

さらに、生徒の中には外国籍あるいは保護者が外国籍の場合もある。前述のとおり、「君が代」に対しては、その歴史的経緯に照らし、抵抗を感じる者も少なくないという社会実態があることからしても、特定の思想を連想させる「君が代」の起立斉唱が実質的に強制となることのないよう配慮しなければならない。

ところが、本件においては、事前の職員会議で、起立斉唱が義務ではないことを説明してもらいたい旨の要望が教員からなされていたにも関わらず、このような説明をすることもなく、校長は、平成25年度卒業式の前日に、「教頭が国歌斉唱と言ったら起立したままで国歌を斉唱する」ということのみを説明し、指導を行っている。また、「儀式の場面ではどの国の国旗・国歌にも敬意を表することが国際社会のマナーである」と説明し、国際社会において互いの国旗・国家に敬意を表するというマナーを、あたかも「君が代」斉唱時に積極的に起立斉唱すべきであることを意味するように説明した。校長において、起立斉唱が実質的に強制にあたらないような配慮がされているとは言えない。

（3）申立人A氏及び同B氏に対するビラまきの制限行為の人権侵害該当性について

ビラまき行為は、簡易かつ実効性のある表現活動であり、表現の自由の行使の一内容として保障されるものである。それゆえ、表現の主体が教職員という属性であっても、当該表現行為が生徒の教育や福祉に重大な影響を与えるとといった特段の事情がない限り制限すべきでない。この点は、表現主体の属性として学校名や教職員名が明記されたビラであっても変わらない。

本件で校長からの指導対象となった、申立人A氏や同B氏によるビラまき行為は、有給休暇取得日という職務時間外に、かつ、学校の敷地外で実施されたものであり、しかも、その内容は、同人らの思想信条の自由に関わることを問題とするものであった。これに対し、校長は、ビラの内容が大阪府教育委員会の考えと異なる内容になっていることを理由に制限を加えている。

当該ビラまき行為の対応やその内容に照らし、校長が申立人A氏及び同B氏に対してビラまき行為について控えるよう指導した行為は、同人らの表現の自由を侵害するものである。

また、府教委は、校長から事前に当該ビラまき行為に関する相談を受けながら、校長の抑制行為を容認したのであるから、校長と同様、申立人A氏及び同B氏の表現の自由を侵害したものと評価できる。

(4) 結語

以上により、府教委及び校長に対し、それぞれ勧告の趣旨記載のとおり、勧告を行うものである。

以 上

歌わなかった3年前の卒業式

第3種郵便物認可

4,037円

150円、夕刊 50円

3,738円(税込) 1部売り(税込) 4,037円

(シブキ)

新聞定価

3,738円

150円

50円

土曜日

2017年(平成29年) 2月25日

教職員延べ60人処分 大阪府市、条例制定後

大阪府と大阪市には、君が代の起立・斉唱を職員に義務づけている「国歌国歌条例」(君が代条例)がある。府は11年6月、市は12年2月に制定された。同じ内容の職務命令にも回反し

たら原則免職となる「職員基本条例」もある。府教委教職員人事課と市教委教職員人事担当によると、君が代条例の制定後に府市で懲戒処分を受けた教職員は延べ60人。このうち

延べ1人は「処分は思想・良心の自由を保障した憲法19条に反している」として処分の取り消しなどを求めて提訴し、係争中だ。「日の丸・君が代」をめぐるのは、1989年に改訂

された学習指導要領で掲揚と斉唱は「指導するものとする」とされた。99年に「国歌法」ができからは、掲揚と斉唱は主に公立校の卒業式で広がっている。こうしたなか、東京都では石原慎太郎都知事の時代に処分された教職員らが提訴。最高裁は12年、職務命令は合憲としつつ、「減給

以上の処分は慎重に考える必要がある」との基準を示した。いずれ免職となる処分を何度も科すことについて、15年の東京高裁判決は「思想や信条を捨てるか、教職員の身分を捨てるかの選択を迫られる」とし、行政の裁量権を逸脱していると指摘。最高裁で確定している。

「まわりと違うこと」足が震えた

とても楽しかった。良い友だちはかりで、先生たちのことも好きだった。だ

2014年3月6日。木村ひびきさん(21)は大阪市立豊稔の卒業式を迎えた。式が始まり、「国歌斉唱」の音が体育館に響いた。

同級生が起立したままのなか、木村さんははずた座った。足が震えて、耳がきりきり痛んだが、斉唱の輪には入らなかった。「まわりの人と違うことをしている」。怖かった。

「起立する時だよ」と教員が後方から声をかけた。誰かが後方から手を叩くことだった。体がこわばった。その直後、即の誰かが「ひびきは『ア』」と叫んだ。

木村さんはその日の朝、校門前で同級生らと話を配っていた。「私は、今



木村ひびきさんは当時のことを思い出すと、今も胸がざわつくという＝大阪市、井手さゆり撮影

声をおげます。不起立で意見を表明したい」。冷たい視線を送られると覚悟していたが、友だちの多くが手に取ってくれた。

「ひびきは『ア』」だから。木村さんは、その言葉の意味を「ひびきは意見を表明中だから」と受け止めた。口を手にした

友だちが、自分のことを理解してくれている。気が少し楽になった。

府立高に進んだのは、自由な校風にひかれたからだった。文化祭、体育祭、課外活動……。思っていた通り、3年間はとても楽しか

立つのも立たないのも自由

一方で、学校の行事で全員が立ち、君が代を斉唱することに疑問を持っている先生がいた。

じつは、木村さんも同じ気持ちを抱いていた。その思いを先生たちに打ち明けることも聞いてくれた。でも「その考えは正しい」とか「こうしなさい」とか言われることはなかった。君が代を歌うのも歌わないのも、立つのも立たないのも、それぞれの自由。強制されることはない。そんな自分の思いを受けとめてくれる先生がいた。

そして迎えた卒業式。木村さんと同じように、一人の先生は起立しなかった。だが、もう一人の先生は立っていた。

2年後の昨年3月、大阪弁護士会が府教委委員会と校長に勧告書を出した。起立斉唱を教職員に繰り返し求めたのは、「人権侵害行為」にあたるという判断だった。勧告書が出る前、木

村さんは弁護士会の聞き取り調査を受けた。その際、起立した先生は校長に「起立する」と言わない限り、卒業式には出さない」と言われていたことを知った。立たなかった先生は卒業

式後に処分を受け、今月中旬には定年後の再任用について「拒否」と回答された。思想・信条が理由なのかは、木村さんには分からない。大阪府内の公立高の卒業

式の多くは今年、2月28日と3月1日に開かれる。生徒の「自主性」を尊重し、先生たちには「踏み絵」の苦しみを味わわせないほしい。木村さんは、そう願っている。(千地 敬)



田花結希子アイリーンさん

君が代 私は歌わない

12歳の選択 先生は、友だちは

春、ひとりの12歳が、京都市立の小学校の卒業式と中学校の入学式で「君が代」を歌わなかった。なりゆきを証言でたどった。

小学卒業式「みんなに迷惑が」

3月、君が代の練習が授業であった。立ったたり歌ったりすると、それを認めるようになるんじゃないかって。

「いきなり座るのも……先生にちゃんと聞いたあとがいいのか……」。考えがまとまらないままに田花結希子アイリーンさん(12)は立って歌った。つかれた。

夜、母親の麻里子キャロラインさん(41)に相談した。「卒業式は歌いたくない。でも私が立つまで式が始まらないとなるのが不安」と伝えた。

取材に、田花さんは歌いたくない理由を語る。

「ことばが苦手だからうまく伝えられないけれど、戦争の映画をみて、みんなが死ぬときに『天皇陛下万歳』って言っていて。それがすごくつらくて。なんで死ぬ間際までそんなことになってんのかって」

「みんな平等がいいのに、なんで天皇はあがめられているのかって」

て。立ったり歌ったりすると、それを認めるようになるんじゃないかって」

うちあけられた母親は翌日、小学校で教頭らと話しあった。

「卒業式を台無しにしてしまうかもしれない」「こちらには歌わせる義務がある」「教育委員会に逆らえない」と言われた。

田花さんもその翌日、放課後の教室で2人の先生とむきあった。

「なんで歌いたくないの」「歌うと天皇制を認めてしまうから」

「せめて立つのは無理なの」「立つのは半分歌うことおなじになる」

40分間のやりとりのなかで「まわりが驚く」「みんなに迷惑がかかる」とくりかえされた。「ほかの人の問題ではない」と伝えると、「最終的な判断は任せる」と言われた。

後日、担任が教室で「田花さんには考えがあって立たないし歌わない。みんなも理解して欲しい」と言ってくれた。「考え」の中身は「難しい話だから」と説明してくれなかった。

どうしてと聞きにきた友だちに説明すると、「ふうん」と言っていた。

小学校の卒業式は3月23日だった。

「一同起立」



母親の麻里子キャロラインさんと

田花さんは立った。「国歌斉唱」あわてて座った。

中学入学式「立たなあかんで」

3月のおわり、母親は中学校の校長と電話で話した。

「いきなり入学式で不起立斉唱となると、他の子供たちから誤解を受けるかもしれない」「浮いたり、いじめの対象になったりするかもしれない。それが心配だ」と言われた。

中学校の入学式は4月7日だった。

田花さんは立たなかったし歌わなかった。

うしろから肩をほんぽんとたたかれた。

「立たなあかんで」

「ええねん」

そんなやりとりが斉唱直前にあったのは、田花さんも母親も式後、だからもなにも聞かれなかった。

ふたつの式から2カ月がすぎた。田花さんは「先生はやさしい」

「校歌斉唱」立って歌った。保護者席の母親も君が代は座って歌わなかった。会場の風景におどろいてもいた。

小さな学校だから、ほとんどの子を知っている。自分を「俺」という女の子はスーツ姿で髪形もぼつちりだ。韓国のアイドル歌手になりたいあの子は韓流で。そぼくなあの子は「森ガール」風の白いワンピースで。あざやかだった。

田花さんも母親も式後、だからもなにも聞かれなかった。

し、もめるのはどうかと思っただけで、やっぱり自分の考えは伝えなかった」とふりかえる。

母親は「卒業式は服装に個性があらわれていて、私が小学生だったころからは考えられないほどの自由でした。どうして君が代だけは歌わないだけのことにあれこれとやられて不自由になっているのでしょうか」と語る。

起立斉唱の理由に「みんなが」「まわりが」はあった。歌詞の意味や戦争と結びついていた歴史の説明はなかった。

京都市教委学校指導課の担当者は、親子が言われたという学校側の発言は無かった▽「本人の思いを大切に」「周りから何か言われたら相談して欲しい」と伝えていた▽丁寧に対応した。強制する対応は無かった——と説明している。

(下地教)